

# 通所リハビリテーション（デイケア） 利用料金表（税込）

## 3割負担

令和3年4月1日 現在

老人保健施設 あいあい

基本料金【大規模事業所Ⅱ】

サービス提供時間(7時間～8時間)

	要介護度	介護保険負担金	加算される額	食費	合計(日額)	
介護度	要介護1	2,124円	入浴介助加算(Ⅰ) 120円/日	650円	2,960円	
	要介護2	2,523円	入浴介助加算(Ⅱ) ※計画に基づいて入浴動作 の獲得をめざす場合		180円/日	3,359円
	要介護3	2,919円				3,755円
	要介護4	3,387円	サービス提供 体制強化加算(Ⅰ)		66円/日	4,223円
	要介護5	3,846円				4,682円

## リハビリ料金

	種類	内容	費用
リハビリ	短期集中個別リハビリテーション	退院・退所日又は、要介護認定の効力が生じた日から3か月以内で2回以上/週利用の方に40分以上/日の集中的なリハビリを行います  ※終了後は通常のリハビリを行います(週の利用回数に対して3日を限度とします)	短期集中個別リハビリテーション(330円)/回
	リハビリテーションマネジメント加算A(イ)	リハビリテーション会議実施(療法士からの内容説明) ※6か月以内(1月1回) 6か月超(3月1回)以上開催	リハビリテーションマネジメント加算A(イ) 6か月以内 1,680/月・6か月超 720/月
	リハビリテーションマネジメント加算A(ロ)	リハビリテーション会議実施(療法士からの内容説明) ※6か月以内(1月1回) 6か月超(3月1回)以上開催 厚生労働省に情報を提供し、フィードバックを活用する	リハビリテーションマネジメント加算A(ロ) 6か月以内 1,779/月・6か月超 819/月
	リハビリテーションマネジメント加算B(イ)	リハビリテーション会議実施(医師からの内容説明) ※6か月以内(1月1回) 6か月超(3月1回)以上開催	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 6か月以内 2,490/月・6か月超 1,530/月
	リハビリテーションマネジメント加算B(ロ)	リハビリテーション会議実施(医師からの内容説明) ※6か月以内(1月1回) 6か月超(3月1回)以上開催 厚生労働省に情報を提供し、フィードバックを活用する	リハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ) 6か月以内 2,589/月・6か月超 1,629/月
	生活行為向上リハビリテーション	生活行為の目標を設定し、現実に向けて計画的にリハビリを実施	生活行為向上リハビリテーション6ヶ月以内(3,750円)/月

## その他の料金

	内容	費用
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して 栄養アセスメントを行います	150円/月
栄養改善加算	管理栄養士が中心となり、その方の栄養状態の 課題を把握し、栄養ケア計画を作成します	600円/回(2回/月 実施となります)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	利用開始時及び利用中6ヵ月ごとの口腔の健康状態 の確認を行い、ケアマネジャーへ情報を提供します	60円/回 ※6ヵ月/1回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用開始時及び利用中6ヵ月ごとの栄養状態 の確認を行い、ケアマネジャーへ情報を提供します	15円/回 ※6ヵ月/1回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、 嚥下・咀嚼の低下を防ぎ、おいしく食事が 食べられるよう指導します	450円/回(2回/月 実施となります)
口腔機能向上加算(Ⅱ)	歯科衛生士、看護師が肺炎の予防を目的とし、嚥下・咀嚼 の低下を防ぎ、おいしく食事が食べられるよう指導します (情報を厚生労働省に提供します)	480円/回(2回/月 実施となります) ※原則3月以内
科学的介護推進体制加算	ご利用者ごとの身体状況等の情報を厚生労働省へ提出 し、フィードバックを活用することで加算される料金です	120円/月
リハビリテーション提供体制加算	リハビリテーションに関わる専門職の配置等の 要件を満たしている場合に加算される料金です	84円/日
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善のために充てられる料金です	所定単位数×4.7%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善のために充てられる料金です	所定単位数×2.0%
おむつ代 送迎費用の減算	①リハビリパンツ ②パッド 送迎が行われなかった場合	①150円 ②50円(税込) ※1枚の費用となります。 片道 47円の減算

※送迎費については負担金に含めております。エリア外の場合は40円/1km(税込)頂くようになります。エリアは府中市【上下を除く】、福山市【新市・芦田】

尾道市【御調町】、その他については相談に応じます。

※令和3年4月1日～9月30日までの期間において、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として介護保険負担金に0.1%上乗せした金額での請求となります。

※状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、感染症や災害の影響により利用延人員数が減少した場合の評価

【3%加算】…利用延人員数の減が生じた月の利用延人員数が前年度の1月当たりの平均利用延人員数から5%以上減少している場合に算定します。